

知事コメント  
(抗告訴訟の提起について)

本日、沖縄県の変更不承認処分に対して令和4年4月8日に国土交通大臣が行った裁決の取消しを求めて、那覇地方裁判所に行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起しました。

県が、令和3年11月25日に行った不承認処分は、公有水面の埋立てに関して権限と責任を有する知事として、法律による行政の原理の下、公有水面埋立法に基づき厳正に判断したものであり、処分理由は正当なものであります。

沖縄防衛局が行った変更承認申請の内容は、工期を当初の承認と比べて実質3倍以上に長期化するなど、「埋立ての必要性」や「国土利用上の合理性」が認められないこと、そして、軟弱地盤が海面から90メートルの深さに及ぶB-27地点において力学的試験を実施しておらず「災害防止」への配慮が不十分であることなど、公有水面埋立法の要件を満たさないものであり、国土交通大臣が行った裁決には、適法に行われた本県の不承認処分を取り消した違法があると考えております。

さらに、今般の不承認処分は、沖縄防衛局が「固有の資格」において受けたものであることから、そもそも沖縄防衛局は審査請求を行うことは許されず、加えて国土交通大臣の裁決は、「権限の濫用」であると認識しております。

国の機関たる沖縄防衛局は、一般私人と異なり、法律上、工期を実質3倍以上に変更する場合であっても、変更の許可が不要とされているため、「私人では立ち得ない立場」であるというほかなく、変更不承認処分は「固有の資格」において受けた処分に該当すると考えております。

また、国土交通大臣は、裁決と同時に承認せよとの勧告を

行ってきたことなどから、今般の裁決は、公正・中立な審査庁による判断という行政不服審査制度の前提が欠落しており、審査庁としての地位を著しく濫用したものであるというほかありません。

県としてはこれらの点に不服があることから、県議会の議決を頂き、裁決の取消しを求める訴えを提起したものであります。

県が行った不承認処分をめぐっては、これまで地方自治法に基づく2件の関与取消訴訟を提起し、裁決の無効と変更承認申請に対し承認を求める是正の指示の違法性を主張しているところです。本日提起した抗告訴訟においては、あらためて県の不承認処分の正当性を主張し、県が行った適法な不承認処分を取り消した国土交通大臣の裁決は違法であることをしっかりと訴えてまいります。

私は、辺野古新基地建設の是非が明確な争点であった今回の県知事選挙において、辺野古に新基地は造らせないと公約を掲げて当選し、県民の負託を受けております。

今後とも、県知事選挙や辺野古埋立てに絞って行われた県民投票で示された民意に応え、辺野古に新基地は造らせないと公約実現に向けて、ぶれることなく全身全霊で取り組んでまいります。

県民、そして国民の皆様におかれましては、なお一層の御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年9月30日

沖縄県知事 玉城 デニー